

農林水産省独立行政法人評価委員会
第38回農業分科会
議 事 録

農林水産省経営局総務課

農林水産省独立行政法人評価委員会第38回農業分科会 議事次第

日時:平成23年12月6日(火) 13:27~14:24

場所:農林水産省 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第三期中期目標期間(H23~27年度)及び年度評価に係る新たな評価基準について
- (2) 独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標・中期計画の変更に伴う評価基準等の見直しについて
- (3) 独立行政法人種苗管理センターの業務方法書の変更について
- (4) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び農畜産業振興機構の平成22事業年度退職役員の業績勘案率について
- (5) その他

3 閉 会

○淵野分科会長 それでは、ちょっと時間は二、三分早いようでありますけれども、ただいまから「農林水産省独立行政法人評価委員会第 38 回農業分科会」を開催いたします。

本日の議長を務めます淵野でございます。よろしくお願いいたします。

委員及び専門委員の皆様方には、年末のお忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日の会合でございますけれども、委員 9 名のうち 7 名に御出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第 6 条第 3 項において準用する同条第 1 項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることを御報告申し上げます。

それでは、事務局から本日の議事と配付資料について御説明をお願いいたします。

○経営局総務課長 事務局を担当しております経営局総務課長の塩川でございます。

本日は、先発法人の農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、3 法人の第三期中期目標期間及び年度評価を行うための評価基準、後発法人の農畜産業振興機構の中期目標の一部見直しに伴う評価基準の見直しなどについて御審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料ですが、議事次第、配付資料一覧、そして、資料 1 として農業分科会の委員名簿、その裏面に各法人の PT 委員名簿です。

その後ろに、資料 2 としまして、「農林水産消費安全技術センターの第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準について」、資料 3 は同じく種苗管理センターのもの、資料 4 は家畜改良センターのもの、資料 5 が「農畜産業振興機構の中期目標・中期計画の変更に伴う評価基準等の見直しについて」、資料 6 といたしまして、「種苗管理センターの業務方法書（案）について」、資料 7 として「平成 22 事業年度退職役員の業績勘案率（案）について」、それから、その後ろに資料 7-1 として「農林水産消費安全技術センターの役員の退職について」、7-2 として「農畜産業振興機構の役員の退職について」、その後ろに参考資料が 1 枚ついています。よろしくお願いいたします。

○淵野分科会長 それでは、議事次第に基づきまして議題に入りたいと思います。

まず、1 つ目の議題は、「第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準について」でございます。

最初に、3 法人のプロジェクトチームからそれぞれ御説明いただいてから、まとめて質疑を行うことにいたします。

まず、農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームの夏目委員から御説明をお願いします。

○夏目委員 農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームを担当しております夏目でございます。

私から、プロジェクトチームにおける検討結果について御報告をさせていただきます。

農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームは、本年10月19日に、担当委員5名全員の御出席をいただき、評価基準の見直し及び平成22事業年度退職役員の業績勘案率について検討を行ったところでございます。

評価基準の見直しについてでございますが、お手元の資料2の1ページをごらんください。

2の評価基準の考え方でございます。

まず、評価基準を見直す必要があるのかどうか、見直す必要があるとした場合、どのような見直しを行った方がよいのかについて議論いたしました。その結果、第三期の中期目標・中期計画に定められた数値目標等が、法人の業務実施に関して適切に定められていることから、今後の評価を実施するに当たり、現行の評価基準を見直す必要はないという結論になりました。

また、3、表記方法にありますとおり、評価基準は見直しをいたしませんけれども、各法人ごとに書き方にばらつきがあるので、その書きぶりを他法人と合わせた方が一般の方にわかりやすいということから、書きぶりを合わせるという結論に至ったところでございます。

その後、資料構成、表記方法について、農業分科会の他法人と比較検討を行い、他法人を参考に、2ページからの新旧対照表にありますとおり表記等を合わせております。具体的には、従来は中項目の中で小項目の評価について記載しておりましたが、小項目、中項目、大項目及び総合評価というように、それぞれの項目ごとの構成に修正をいたしました。

また、実績がない場合に評価対象外にする等の各項目共通の留意事項につきましては、従来は各項目ごとに記載しておりましたが、4、その他の留意事項にまとめさせていただきました。

また、3ページの平成19年の統合による旧肥飼料検査所及び旧農薬検査所の平成18事業年度における業務の実績に関する留意事項、調査研究などの新たに定めた第三期中期目

標・中期計画の記載内容により、不要となった記述を削除いたしました。不要となった記述以外につきましては、従来どおり記載してございます。

例えば、7ページをごらんください。③でございます。「小項目の評価において、B又はC評価となる見込みの項目については、その要因分析を行うものとする。要因分析の結果、やむを得ざる事情があると認められるものについては、A又はB評価に修正することができるものとする。」の部分などでございます。これは、FAMICは、農林水産省からの指示に基づいて立入検査等の業務を行っており、法人の裁量がほとんどないことに起因しております。実際、過去にあった事例ですけれども、検査を実施する場合に、農政局からサンプルが計画どおり送付されなかったために目標が達成できなかったことがございました。そのため、要因分析を行った上で、やむを得ざる事情があると認められるものについては評価を修正できるというものにいたしております。

なお、本来ですと評価基準の最後に記載してあります各評価項目を一覧にした別紙について、今回、修正すべきところですが、現在策定中であることから、次回分科会で評価指標の策定と併せまして評価基準の別紙を修正したいと思っております。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

続きまして、種苗管理センタープロジェクトチームの梶専門委員から御説明をお願いいたします。

○梶専門委員 独立行政法人種苗管理センタープロジェクトチーム専門委員の梶でございます。どうぞよろしく申し上げます。

渡邊委員と長村専門委員が今日は御欠席なものですから、私から、このプロジェクトチームで検討した内容について、評価基準の内容について検討結果を御報告申し上げたいと思います。

資料は、資料3の1枚めくっていただきまして2番目の評価基準の考え方、ちょうど中ほどにあると思いますけれども、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、結論から申し上げまして、プロジェクトチームで検討した結果、3行目から4行目に書かれておりますとおり、この評価基準の考え方については変更する必要がないものと考えております。今までも種苗管理センターのプロジェクトチームの中で議論してまいりまして、大項目、中項目、小項目とそれぞれございますけれども、特にこの小項目については、業務に直結したことでございますので、いわゆる厳し目の水準としております。

更に、それらの積み上げ評価については、いわゆる一般の人が通常納得できるような水準にしたというところでありまして、したがって、この考え方については変更する必要がないであろうというのが結論でございます。

この厳し目の水準ということでございますけれども、ちょうど括弧でくくったところに目を移していただきたいのですが、種苗管理センターは、ばれいしょですとかきとうきびといった原原種の生産、あるいは国からの指示による種苗検査、こういった量や点数があらかじめ定まっているものが非常に多い。まずはこれをきちんとこなしていくということが大事だと。それから小項目、先ほど厳し目の水準の小項目のお話をしましたけれども、これは非常に最小単位でありまして、業務に直結していますので、わかりやすく、国民に納得が得られる基準で評価を行うことが求められている。更に、①に示したような定型的な仕事を漫然とやるだけではなくて、職員の士気向上あるいは業務の改善に資するように、この基準をクリアしたら、次はこの基準をというようにハードルを上げていくように、評価委員が常にチェックをしながらやっていくというようなことございまして、したがって、現状の評価基準でいいのではないかというのが結論でございます。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

続きまして、家畜改良センタープロジェクトチームの野村委員から御報告をお願いします。

○野村委員 家畜改良センタープロジェクトチームで委員を務めております野村でございます。よろしくをお願いします。

それでは、私から、家畜改良センターの第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準の考え方について御説明申し上げます。

評価基準の見直しについてですが、お手元の資料4の表紙をめくっていただいた1ページの中ほどにございます評価基準の考え方のところをごらんください。

評価基準の見直しの必要性及び見直す場合、どう見直すべきかについて議論してまいりました結果、基準の考え方そのものを変更する必要はないが、基準内の表記については、他法人を参考にして平仄を合わせるべきとの結論に至りました。

まず、現行の評価基準そのものを変更しないと判断した理由につきましては、現在の評価基準は、平成14年2月の家畜改良センターPTにおける検討結果を踏まえた上で、さきに定めた中期目標及び中期計画の内容に沿って設定されたものであり、その後、平成

17年には、当初のAからCの3段階評価からSからDの5段階評価への変更を経て適切に運用されてきた経緯があること、また、家畜改良センターの評価基準における特徴的な事項といたしまして、センターの場合、法人の活動状況をより詳細に把握、的確に評価できるように、他法人と同様の大、中、小項目のほかに、細項目、微項目といった下位項目を設定しているなど、中期目標及び中期計画に沿った項目設定となっており、これは国民に対し、より詳しく法人の役割、事業内容を説明する上で重要と考え設定されているものであり、評価基準が法人により多少差異があることは、業務の内容上やむを得ない面があることの理由からです。

表記の内容につきましては、各法人の評価基準を見ますと、同様な基準を想定していながら、文章の表現ぶり、項目の並びなどにおいて各法人間でばらつきが見られ、一般の方にとって若干わかりにくい面があるのではないかと考えから、他法人の評価基準の書きぶりを参考にしつつ、現行の評価基準の考え方そのものを変更しない範囲内で基準の表記等について2ページ以降の別添新旧対照表のとおり見直すとの結論に至りました。

先ほど申したとおり、家畜改良センターの評価においては、法人の活動状況をより詳細に把握、的確に評価できるよう他法人と同様の大、中、小項目のほかに、細項目、微項目といった下位項目を設定しており、細項目、微項目に至るまで項目ごとに評価を行い、これらを積み上げた結果の総合評価を行っていることから、項目番号、項目名称などの軽微な表記の修正のみとなっております。

なお、皆様御承知のとおり、現在、行政刷新会議において検討が進められています独立行政法人の組織、制度の見直し議論の中で、すべての独立行政法人の抜本的な見直しが行われているところであり、新たな評価基準を考えるに当たっては、独立行政法人の組織、制度の見直しの結果を見きわめる必要があると考えられることから、今後、評価基準の統一も含めた見直しを行うこととなった場合は、その方針に沿って適切に対処したいと考えております。その際には、各独法の業務の質、内容が大きく異なっているため、それぞれの業務内容を踏まえた評価基準・評価項目となるよう検討するとともに、定量的に定められる項目の評価にかかわる達成度合いの数値基準について、どの程度が適正水準なのかといった観点でも議論する必要があると思います。

以上、家畜改良センタープロジェクトチームからの報告とさせていただきます。

○淵野分科会長 ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思いますが、まず、農林水産消費安全技術センターの第三期

中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、質問などございませんでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、農林水産消費安全技術センターの第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準につきまして、本案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、種苗管理センターの第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準についての御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、種苗管理センターの第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準につきましても、本案のとおり決定することといたします。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、家畜改良センターの第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準について、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

○布施専門委員 済みません、4ページ目の新旧対照表のところでは少し教えていただきたいのですが、4ページ目の定量的に定められている項目の評価というところで、※で「場合によって50%以上とする。」とか「場合によって70%以上とする。」という記載が現行のものにはあって、新しいものからはカットされているというところ、この理由をちょっと教えていただければと思うのですが。

○生産局畜産振興課畜産技術室長 以前、この評価をつくったときに、例えばクローン牛を何頭つくとか、そういう具体的な小さな単位での設定がございましたので、そのときに、結果的に大きく反応する場所があるものですから、そういったことを考慮いたしまして、こういう柔軟な対応ができるようにしているということでございます。

○布施専門委員 それを改正するところで、その柔軟な対応をできなくして大丈夫なのですか。

○生産局畜産振興課畜産技術室長 目標の設定を、だんだんそういう小さな単位でやるようなものが。

○布施専門委員 厳密にするという意味でとらえてよろしいでしょうか。

○生産局畜産振興課畜産技術室長 はい。そういったものがだんだんなくなってきているというのでしょうか、そういったことをございます。

○布施専門委員 ありがとうございます。

○淵野分科会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○夏目委員 評価基準そのものについて異論があるというわけではございませんけれども、最後におっしゃいました新しい独立行政法人の在り方とのかかわりで、そちらの方で新たな評価基準を決めるというような方向性であれば、当然、現行のすべての独立行政法人もそちらに修正していくというか、新しい指標なり評価基準をつくるということになるかと思うのですけれども、そういったところの動きにつきまして、多分その他のところで、参考資料が出ておりますのでお話しされるかと思ったのですけれども、後でも結構ですので、その新しい法人と現行の独立行政法人の動きがどうなっていくのか、また、この評価基準というものがどういうふうになるのかというのは是非教えていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○淵野分科会長 行政刷新会議の組織・制度の見直しについては、今日、添付の配付資料のところにございます。後ほど、その他の議題のところでも詳しく御説明があろうかと思ます。

そのほか家畜改良センターに係る第三期中期目標期間の評価基準について、御異論なければ、御意見がなければ、今の点は後ほど御説明があると思ますので、行政刷新会議の制度・組織改革については、その点についてのセンターのコメントがございました。一つの重要な意見だと思ますので、参考意見として記述させていただいて、後ほど議論するというので、「第三期中期目標期間及び年度評価に係る新たな評価基準」について、本案のとおり決定してよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題は、農畜産業振興機構の「中期目標・中期計画の変更に伴う評価基準等の見直しについて」でございます。農畜産業振興機構プロジェクトチームの青柳委員から、よろしく御説明をお願いいたします。

○青柳委員 御紹介いただきました青柳でございます。

農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表しまして、当機構の業務実績に係る評価基準及び評価指標について、主な変更点を御報告させていただきます。

評価基準及び評価指標の見直しの概要については、資料5の1ページ目、「中期目標・

中期計画の変更に伴う評価基準等の見直しについて」をごらんください。

初めに、個別の変更箇所の説明に入る前に、今回の評価基準等の変更の背景について説明します。

農畜産業振興機構は、平成 20 年度から平成 24 年度までの第二期中期目標の期間中でありましたが、昨年 4 月の事業仕分け第 2 弾、いわゆる法人仕分けを受け、同年 12 月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、中期目標及び中期計画の期中変更を行ったことから、機構の評価基準・評価指標についての検討を行い、次のとおり見直すこととしました。

機構の業務が経営安定対策、それを補完する需給調整・価格安定対策及び緊急対策に限定されたことを踏まえ、品目別（畜産、野菜、砂糖等）から対策別に組み替えております。平成 23 年度からの新規事業について評価指標を追加し、平成 22 年度までに終了した事業については削除しております。不要財産に係る国庫納付の項目について、評価基準等を追加しております。

今回の評価基準等の変更は、この中期目標等の変更を評価基準及び評価指標に反映するものであります。

それでは、評価基準の変更点について説明申し上げます。2 ページ目の「業務の実績に関する評価の基準の新旧対照表（案）」をごらんください。

第 2 のところでございますが、先ほど説明いたしました畜産関係業務など品目別の記載が右側の「現行」、経営安定対策など対策別に 1 から 5 まで記載したものが左側の「改正後」になっています。

第 5 については、「不要財産の処分」を追加しましたので、「現行」の「第 5」「第 6」の番号が、それぞれ「第 6」「第 7」と移行しております。

次に、評価指標の主な変更点について説明申し上げますので、3 ページの「業務実績評価指標新旧対照表（案）」をごらんください。

第 1 の業務運営の効率化に関する事項のうち、4 ページの補助事業の効率化についてでございますが、中期目標・中期計画で費用対効果分析の実施時期が明確にされたことに伴い、それに係る評価指標を明示しております。

5 ページの第 2 の国民に対して提供するサービスに関する事項についてですが、畜産関係業務について、6 ページ下段に「イ 養豚対策」を追加しています。平成 23 年度から中央団体や県団体を介することなく、機構自らが生産者に直接交付する形で事業を実施し

たことに伴い、それに係る評価指標を設定しております。

次に、12 ページの(2) 野菜関係業務についてです。中期目標及び中期計画が変更され、①から⑥まで記述されています。この中で、13 ページ③の契約指定野菜安定供給事業においては、6次産業化法の取組みとして、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を、また、14 ページ⑤の野菜農業振興事業において、契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業（契約野菜収入確保モデル事業）を新たに追加しています。このことに伴う評価指標を変更しております。

続きまして、19 ページの「2 需給調整・価格安定対策」についてです。機構では、この4月からの新たな業務といたしまして、従来から行っている畜産関係データの公表業務を更に一步前進させ、食肉及び牛乳乳製品関連の需給見通しを公表することとしています。これは、食肉については、19 ページ中段の①指定食肉の売買の中で、牛乳乳製品については 21 ページの中段のエにおいて記述し、このことに伴う評価指標を変更しております。

また、23 ページの下段の「4 資金の流れ等についての情報公開の推進」は、畜産、野菜、砂糖、でん粉の品目別に記載されていたものを統合して、情報公開の推進として1か所にまとめています。

次に、25 ページの下段の情報収集提供業務です。26 ページの改正後欄の中段からやや下の(8)では、見直しの基本方針において、平成 22 年度中に5か所ある海外事務所をすべて廃止するとされたことを踏まえ、23 年度以降の事業の実施に当たっては、事業に係る総コストが増加しないよう、事業規模を縮減することとしたことに伴い、それに係る評価指標を設定しております。

最後に、同じく 26 ページ下段の「第5 不要財産の処分に関する事項」についてです。昨年の独立行政法人通則法の一部改正法の施行を受け、①平成 21 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等と、②指定野菜と特定野菜の価格安定対策事業について、現金準備率の引き下げにより生み出された資金について国庫に返納する旨、中期計画に記載したことに伴い、それに係る評価指標を設定しております。

以上が農畜産業振興機構の業務実績に係る評価指標の主な変更内容です。よろしく願います。

○淵野分科会長 ありがとうございました。

ただいま説明がございました農畜産業振興機構の第二期中期目標・中期計画の変更に伴

う評価基準等の見直しについて、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、農畜産業振興機構の中期目標・中期計画の変更に伴う評価基準等の見直しについては、本案のとおり決定することにしてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題は、種苗管理センターの「業務方法書の変更について」でございます。野村理事長から御説明をお願いしたいと思います。

○種苗管理センター理事長 種苗管理センターの理事長の野村でございます。

資料6によりまして、今回の業務方法書の改正につきまして御説明いたします。

まず、改正理由でございますが、改正のポイントは3つありまして、3枚目を見ていただきたいと思ひます。

改正理由のところに書いてございますが、まず1点目は、このたびの福島第一原子力発電所の事故の影響によりまして、食品と同じように、種苗につきましても、輸出先国や、あるいは取引先から、種苗の放射性物質汚染についての証明が求められております。これに対応するため、この分科会でも報告させていただきましたが、当センターでは、種苗が3月11日以前に収穫されたものであるというようなこと等につきまして、生産履歴証明をこれまで行ってきたところでございますが、3月11日以降に収穫された種苗につきましては、実際に放射能濃度を測定する必要があるとございます。このため、今月21日に成立しました3次補正予算におきまして、種苗の放射性物質の測定機器の整備が認められました。また、同日付で改正されました農林水産省の農業・農村の復興マスタープランの中におきまして、種苗の放射性物質測定体制の強化ということが盛り込まれたわけでございます。

これを受けまして、今回、業務方法書を改正しまして、依頼検査の項目に放射性物質に関する項目を追加するものでございます。

2点目は、改正理由の「また、①」でございますが、種苗検査につきましては、種苗検査の国際機関でございます国際種子検査協会から国際証明書を発行できるラボとしての認証を受けております。このたび、遺伝子組換え種子検査につきましても認証を受けましたので、依頼検査の項目にこの項目も追加するものでございます。

3点目は、改正理由の②のところでございますが、9月1日の農林水産省の組織再編に

よりまして、種苗管理センターを所管する局が、生産局から食料産業局に変更となったことに伴う改正でございます。

次のページ以降に新旧対照表を載せておりますので、順番に御説明したいと思います。

まず、第7条の改正でございますが、これは、所管局の変更に伴い、生産局長を食料産業局長に変更するものでございます。

14条の第1項の改正でございます。これは、放射性物質の検査におきましては、種苗の検査だけでなく、生産圃場の土壌の検査も必要となることから、検査対象に「土壌」を追加するものであります。

同条の5項の改正でございますが、次のページに行きますが、この5項は、依頼検査項目を規定しているものですが、ここに(6)と(7)ということで、先ほど御説明しました遺伝子組換えに関する事項と放射性物質に関する事項を追加しております。

15条は、依頼検査の方法を規定しておりますが、放射性物質の検査方法は、国際種子検査協会に定めがないことから、文部科学省の定める測定法に準拠して行うこととしたものでございます。

16条の第2項の改正につきましては、放射性物質の検査は非破壊検査でございますので、保管のための試料の一部を除き、依頼者に返還することとしたものであります。

18条の第2項の改正でございますが、これは、放射性物質の検査は、土壌等につきまして現地に出向いて検査を行う場合もあるということから、現地調査に要する旅費につきましても依頼側に負担していただくこととしたものでございます。

次のページでございますが、66条は、第7条と同じく所管局の変更に伴うものでございます。

以上が改正点でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

ただいま説明がございました業務方法書の変更の理由について、御意見なり、御質問なりでございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、ただいまの説明の業務方法書の変更につきましては、主務大臣の承認に当たり、異存なしという意見で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○淵野分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題は農林水産消費安全技術センター及び農畜産業振興機構の「平成 22 事業年度退職役員の業績勘案率について」でございます。これは事務局から御説明をお願いいたします。

○経営局総務課課長補佐 事務局を担当しています松枝です。

資料 7 の平成 22 事業年度退職役員の業績勘案率について提案いたします。

この提案につきましては、農林水産消費安全技術センター及び農畜産業振興機構の 2 つの法人にかかわりますので、事務局からまとめて提案をさせていただきます。

まず、資料 7 の 1 ページにおきまして提案しております。次の、2 ページ、参考 1 ですが、平成 15 年 12 月 19 日の閣議決定によりまして、各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関しまして、平成 16 年以降の在職期間に係る退職手当については、1 か月につき俸給月額 100 分の 12.5 を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請がされております。

それから、2 ページ以降の参考 2 になりますけれども、農林水産省独立行政法人評価委員会においては、業績勘案率は、当該独立行政法人の中項目の年度評価結果の加重平均を基本とする算定式により算出をし、特段の法人及び個人の業績を考慮してそれぞれ加算することができるということが、この委員会で決定をされているところです。

また 1 ページに戻りますが、中段の記載のとおり、平成 16 年 2 月開催の第 5 回農林水産省独立行政法人評価委員会におきまして、この業績勘案率の決定に係る議決権限は、分科会に委任されております。今回、本件に該当する役員といたしましては、この農林水産消費安全技術センター及び農畜産業振興機構の以下 3 名に係る勘案率の決定を求める旨の申請が、それぞれの法人からなされ、各法人が策定した勘案率の案は、以下のとおり、いずれも基本勘案率 1.0、法人業績勘案率 0.0、個人業績勘案率 0.0 となっております。

以下、資料として 7-1 が農林水産消費安全技術センターの該当者 2 名の業績勘案率の算出基礎、それから、資料 7-2 が農畜産業振興機構 1 名のそれぞれ法人からの申請書及び該当者の退職手当の算定に当たり勘案した事項が整理をされております。

なお、資料 7-2 の農畜産業振興機構につきましては、補足説明がありますので、私の説明は以上であります。引き続き農畜産業振興機構から説明をお願いいたします。

○淵野分科会長 それでは、お願いいたします。資料 7-2 に基づいての御説明です。

○農畜産業振興機構理事長 それでは、御説明をさせていただきます。

資料 7-2 の 5 ページにございます別紙「会計検査院からの指摘事項への対応について」の御説明をいたします。

1 の事業実施主体及び指摘事項につきましては、資料のとおりですので、割愛させていただきます。

2 の指摘事項への対応についてでございますが、肉骨粉適正処分対策事業については、機構が補助事業の実施に当たって、当時担当役員であった村尾誠の指揮のもと、事業説明会、現地指導等を通じて事業実施主体などに対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等、関係法令の遵守及び事業実施要綱に基づいた事業実施を指導しておりました。

今回の指摘につきましては、輸送業者からの請求額に基づき補助金の交付申請を行った長崎油飼工業株式会社において、補助金額の算定に対する理解が十分でなかったことと、事業実施主体である日本畜産副産物協会において、補助事業の審査確認及び長崎油飼工業に対する指導が十分でなかったことにより発生したものであります。

しかし、2 の（1）にあるとおり、事業実施主体に再発防止策を講じさせるとともに、現地での会議・調査による指導により再発防止策を講じており、機構は、適正に業務を行っているものと考えております。また、2 本の基金事業の指摘については、近年の低金利状況下において、結果として事業経費に充てられる金額が少額となったものであります。2 の（2）にあるとおり、3 年ごとの見直しを行うなど、適正に基金の管理を行ってきており、担当役員は、その責任を全うしたものと認識いたしております。

なお、今後は、農林水産省と連携し、当該基金の適切な取扱いについて検討を行うなど、所要の措置を講じることといたしております。

以上のことから、担当役員であった村尾誠に業務上の瑕疵があったとは認められないため、その業績勘案率の算定に当たり減算するまでには至らないものと判断をいたしました。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

それでは、資料 7、7-1、7-2 に基づきまして御説明ございましたが、農林水産消費安全技術センター及び農畜産業振興機構の平成 22 事業年度退職役員の業績勘案率について、御意見なり御質問がございましたからお受けしたいと思っております。

御意見ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、ただいまの2法人についての退職役員の業績勘案率については、事務局の御説明と、それから、補足説明がございました農畜産業振興機構からの説明を併せて、本案のとおり決定し、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することといたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○淵野分科会長 それでは、そのようにしたいと思っております。

それでは、最後の議題でございます。その他でございます。文書課の方から御説明をお願いいたします。

○大臣官房文書課課長補佐 文書課の大沼と申します。現在進められております独立行政法人の改革の状況について御説明させていただきたいと思っております。座って失礼いたします。

9月に開催されました行政刷新会議におきまして、独立行政法人改革の第2段階として、独法制度の組織の見直しを行うことが決定しました。そして、行政刷新会議のもとに、独立行政法人改革に関する分科会が設置されました。分科会のもとにワーキンググループを設置して、各府省、独立法人から独法の組織に関するヒアリングを重ねまして、その結果を独立行政法人改革に関する分科会に報告し、現在、分科会におきまして、組織間の統合など組織の見直しの検討とガバナンスの在り方など制度の検討が、同時並行で進められているところでございます。

お手元の資料の一番最後、参考資料としまして「独立行政法人の制度・組織改革について」、それから、その裏のページに「独立行政法人の制度・運営上の主な問題点と対応方策」というタイトルの資料がございます。これは、11月25日に開催されました第9回独法改革に関する分科会の資料でございます。

まず、「独立行政法人制度・組織改革について」というページをごらんください。

上の四角で囲ってあるところでございますけれども、現行独法制度の問題点として4点整理されてございます。1点目が、外部、内部ガバナンスの仕組みが不十分であること、これは組織規律の問題に起因します。2点目ですが、運営費交付金の使途が不透明であること等により、無駄・非効率が発生している。財政規律の問題でございます。3点目、あいまいな目標設定、不適切な評価。この委員会でも検討していただいておりますけれども、目標・評価の問題ということがございます。4点目、不要資産が温存され、契約等が不透明。透明性・説明責任の問題。大きく分けしまして、これらの問題があるということでご

ざいます。

表の中段のところ、組織の見直しのところにございますけれども、このような観点から、組織の見直しと、もう一つ、左の方になりますが、制度の見直しと両面合わせて検討してございます。

組織の方でございますけれども、3点ございまして、1つ目は、事務・事業の内容に応じた法人の再編・整理、2つ目が、類型ごとの最適な組織体制の構築、我が国の成長に資する政策実施体制の整備、3つ目が、非効率な組織の見直しの観点から検討が進められております。

また、制度の見直しに関しまして、左側の四角でございますけれども、事務・事業の特性を踏まえた類型化、最適なガバナンスを構築するという点。それから、日常の業務の執行において無駄を排除する仕組みを構築。3点目が、政策責任主体である主務大臣が目標の設定・評価を実施、一貫して責任を持ち政策を遂行する体制を構築。4点目でございますが、予算使途等に係る法人の説明責任の向上、透明性の確保。これらの視点で議論が進められているところでございます。

先ほど議論の中で委員から説明、言及がございましたけれども、組織の統合、それから、制度の改正、これがどのようになるのかということにつきまして、現在まさに議論をしているところでございます。先方は、年内にということに話をしているのですけれども、現在、検討中のございまして、情報については場面、場面で共有させていただきながら検討させていただくと。決定しましたら、それに伴い、いろいろな変化というものがあるかと思えます。評価でございますとか、それから組織そのものが統合ということになれば、それに合わせた評価の基準というものをつくらなければならないということになるかと思えます。その際にはまた、対応方針について検討させていただくということで考えてございます。

細かいことになりますけれども、行政刷新会議事務局では、今週、来週にも分科会での議論を行いまして、その親委員会でございます行政刷新会議に話を上げて議論を予定するということになってございます。スケジュールにつきましてはまだ流動的な面がございまして、早期に結論を得るべく検討を進めております。

独立行政法人改革の動きに関しまして簡単に御説明いたしましたが、何か御質問があれば、またお受けしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

今の点について、先ほど家畜改良センターの野村委員から一定の議論についてのコメントがございましたし、夏目委員からも質問がございました。この場では、今、説明がございました組織・制度改正の問題については議論の途中だということでございますので、おおよそのアウトラインの説明はございましたけれども、どういう形でいくかということを見通ししながら本評価委員会でも検討を加えていくことになろうかと思えます。そのスケジュール等についても、今の段階ではまだですね。当然、プロジェクトチームそれぞれのところでこれから議論を尽くしていただくことになろうかと思えますけれども、今日は、先ほどお2人の委員から意見が出ましたけれども、そのほか、この点について御意見なりございましたらお受けしたいと思えます。

○夏目委員 この参考資料の最初に出てきます現行独法制度の問題点が4つ上げられておりますけれども、この4点を見て思えますことは、私ども独立行政法人の評価委員としての仕事を評価されていないという正直な感想を持つわけでございます。ですから、ガバナンスの仕組みとか、運営交付金の使途が不透明とか、目標設定、不適切な評価とか、契約の不透明とか、こういったことについて、すべて、毎年毎年、評価委員会で評価をしてきたわけでございます。なのにこういうふうには、問題点がないとは申し上げませんけれども、またこういう形で出されるということは、この独立行政法人の評価委員会の存在というのはどういうものであるのかというのが、とても理解に苦しむところなのです。正直なところ。もしコメントをいただければありがたいです。

○大臣官房文書課課長補佐 独立行政法人は今102ございます。どこが悪いということはないと思うのですが、たまたま幾つかの法人について問題点があると、それが大きく報道されるということで上げられているのだと思っております。

これは、今、政独委の方で二次評価をやってございますけれども、各二次評価の中でも、当省の評価について、まずまずのできだと及第点をいただいているものだと思っております。

もう一つ、目標の設定とか主務大臣のかかわりという部分については、今、検討がなされているところですが、これについては、法人の類型での違いというものもあるかと思えますけれども、かかわり方は、これまでと変わるようなものになるのではないかと思います。

現段階で申し上げられることはそこまでなのですけれども、かなり大幅な変更、それから、組織の別体系への移行というものが予想されるというところでございます。

○淵野分科会長 ほかにございますでしょうか。

評価委員会としては、恐らく評価の方法、考え方、この点については、この間も、できるだけ公平性で国民に説明がつくような評価をきちんとやれるような方向で手直し、見直しをやってまいりました。そういう意味では、評価委員の先生方は適切に評価されてきたのだらうと思っております。

ほかにございますでしょうか。

それでは、全体の方向といいますかはまだこれから、議論の途中だということでございます。明らかになる過程で、それぞれのプロジェクトチームなりで詰めた議論を行っていただくようなスケジュール、日程があるかと思っておりますけれども、その段階でまたいろいろ御議論いただきたいと思っております。

今日のところは、御意見があったということで記録にとどめさせていただくということにしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

これで本日の議事につきましては終了いたしました。全体を通じて、御意見、御質問等ございますれば。

ないようですので、以上で予定をしておりました議案はすべて終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項等をお願いしたいと思います。

○経営局総務課長 御審議いただきましてありがとうございました。

本日の資料ですが、お申し出いただければ、事務局から後ほど郵送する手配もいたします。

今後の日程でございますが、次回の農業分科会は3月を目途に開催する予定です。委員、専門委員の皆様には、改めて日程調整、審議予定の議題などについて御連絡申し上げます。

事務局からは以上です。

○淵野分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「農林水産省独立行政法人評価委員会第38回農業分科会」を閉会といたします。

委員及び専門委員の皆様方には、長時間にわたり熱心な御審議、誠にありがとうございました。どうもありがとうございました。